

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所	備考
①	株式会社ガイアート	東京都新宿区新小川町 8 - 2 7	1-001770
②	世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園 2 - 9 - 3	1-001962
③	東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木 7 - 3 - 7	1-003226 5-004037 1052

### 2. 指名停止措置等期間

- ① 令和元年 9 月 20 日 から 令和 2 年 3 月 19 日 指名停止 6 ヶ月間  
②③ 令和元年 9 月 20 日 から 令和元年 12 月 19 日 指名停止 3 ヶ月間

### 3. 指名停止措置の適用範囲

石岡市が発注する建設工事，建設コンサルタント業務及び物品納入・役務の提供等

### 4. 事実概要

上記 3 社が，他社と共同してアスファルト合材の販売価格を引き上げるなど，当該資材の販売分野における競争を実質的に制限したことが独占禁止法第 3 条に違反する行為であるとして，令和元年 7 月 30 日，公正取引委員会から公表された。

### 5. 指名停止理由

上記 3 社が独占禁止法違反行為を起こしたことは，「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 2 第 6 号に該当すると認められる。

なお，上記 1 の②③の業者は，課徴金減免制度の適用を受けていることから，同要綱第 4 条第 3 項を適用して，指名停止等期間を 2 分の 1 とする。

### 参考

○「石岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要綱」別表第 2（抜粋）

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 6 業務に関し，独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し，工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。(4 号及び 5 号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 6 月以上 12 月以内